

# 災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定の締結について

環境部環境政策課

本市は、下記のとおり、伊勢崎市環境事業協同組合と「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」を締結しました。

記

## 1 協定締結の日時

平成27年9月17日（木）

## 2 協定の趣旨

近年、様々な自然災害が発生している中で、本市においても災害時には、膨大な量の一般廃棄物が発生する可能性があり、行政だけでは対応が困難となることが想定されます。

災害時における市民の安心安全とともに、健全な公衆衛生を確保するため、一般廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するための基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とするものです。

## 3 協定の内容

この協定は、災害時に一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物の収集運搬について、本市の要請により伊勢崎市環境事業協同組合にご協力いただくものです。

ただし、この協定における一般廃棄物には、し尿及び災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものは含まれておりません。

## 4 協定の相手方

(1) 業者名 伊勢崎市環境事業協同組合

(2) 代表者 理事長 田中 照雄

(3) 概要

- ・本市の一般廃棄物収集運搬許可業者8者（伊勢崎市清掃株式会社、佐波新田清掃株式会社、東毛清掃株式会社、株式会社ファミリー、ジー・ピークリーン有限会社、株式会社赤堀クリーン、有限会社エムアイ水研、有限会社創栄物産）により構成
- ・本市の一般廃棄物収集運搬業務を請け負っており、廃棄物の運搬に関するノウハウや資機材を持っていることから安定して業務を遂行することが可能